

「国際機構の構成国は、国際機構 (の活動) に協力しなければならない」と言われても、自明のことにしか思われまいだろう。しかし、その「協力」の内容を細かく見ていくと、単純な話ではないことが判ってくる。

すでに何度も述べているように、国連総会決議は、予算等国連の機構的運営に関するものを除き、拘束力を持たない。しかし、すでに 1955 年に、次のような見解が示されていた。

The State in question, while not bound to accept the recommendation, is bound to give it due consideration in good faith. If, having regard to its own ultimate responsibility for the good government of the territory, it decides to disregard it, it is bound to explain the reasons for its decision.

Separate Opinion of Judge Lauterpacht, [South-West Africa – Voting Procedure, Advisory Opinion of June 7th, 1955](#), *I.C.J. Reports 1955*, p. 67, p. 119.¹

その後、この論点が深められることは必ずしもなかった。ところが、国際司法裁判所は、2014 年の[捕鯨事件判決](#) (外務省による[仮訳](#)) でこれに関する議論を展開することになる。同判決では、日本が行っていた JARPA II ([計画書](#)・[計画書訳](#)・[パンフ](#)) という調査捕鯨が[捕鯨取締条約\(ICRW\)](#)8 条に合致したものであるかが争われた。

裁判所は、同条約により設置された[国際捕鯨委員会\(IWC\)](#)の二つの決議に言及した。一つは[決議 1986-2](#) であり、もう一つは[決議 1995-9](#) である。前者はコンセンサスで採択され、後者は多数決である (日本反対) (判決パラ 78)。裁判所は、ICRW 当事国は IWC に協力する義務(a duty to co-operate)があり、したがってコンセンサスで採択された決議について適切に考慮する(give due regard)べきであると述べ (判決パラ 83)、日本がその義務を果たしていない、と判断した (例、判決パラ 144)。

この duty to co-operate は何に基礎を置いているのだろうか。そして、その具体的な内容はどのようなものなのだろうか。講義ではこの点を議論するので、判決をじっくり読んできていただきたい。

以上

¹ この意見については本講義では扱わない。詳細については、シラバスに掲載した判例集参照。